## 北九州市保健福祉オンブズパーソン事業実施要綱

#### (目的及び設置)

第1条 北九州市(以下「市」という。)が実施し又は所管する保健福祉サービスに関する利用者及び利用希望者(以下「利用者等」という。)からの苦情を、中立かつ公正な第三者の機関を通して簡易かつ迅速に処理することにより、利用者等の権利及び利益を保護し、保健福祉サービスの質の確保を図るとともに、公正で信頼される保健福祉行政を推進するため、北九州市保健福祉オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を置く。

# (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)「保健福祉サービス」 保健福祉に関する各種のサービスの提供、金銭及び物品の給付、施設 入所の措置その他の事務で個人のために行われるものであって、市が実施し又は所管するもの をいう。ただし、医療行為及び生活衛生に関する事項は除く。
- (2)「市の機関」 保健福祉サービスについて所管している市の執行機関及び補助機関をいう。
- (3)「福祉サービス事業者」 市内において保健福祉サービスを提供する法人、団体及び個人をいう。

## (オンブズパーソンの職務)

- 第3条 オンブズパーソンは、次の職務を行う。
- (1) 保健福祉サービスに関する苦情の申立てについて、苦情申立人と面接し、市の機関に調査や報告を求めること。
- (2) 前号に基づき、その是非を審理し、市の機関に対し意見を述べ、是正措置を講ずる必要があると認めたときはその旨を勧告すること。
- 2 オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、職務を遂行する上で必要があるときは、他のオンブズパーソンの意見を求めることができる。

#### (オンブズパーソンの定数、任期等)

- 第4条 オンブズパーソンの定数は、5人以内とする。
- 2 オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、保健福祉、法律等に関し優れた識見を 有する者のうちから、市長が任命する。
- 3 オンブズパーソンの任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 4 オンブズパーソンは、再任されることができる。

#### (解任)

- 第5条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は オンブズパーソンに職務上の義務違反その他オンブズパーソンたるに適しない非行があると認め るときは、解任することができる。
- 2 オンブズパーソンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解任されることがない。

#### (兼職禁止)

- 第6条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員等を兼ねることができない。
- 2 オンブズパーソンは、本市と特別な利害関係にある企業その他団体の役員と兼ねることができない。

## (オンブズパーソン連絡調整会議)

- 第7条 次に掲げる事項を協議するため、オンブズパーソン連絡調整会議を設ける。
- (1) 第3条第2項ただし書きに関する事項
- (2) その他オンブズパーソン事務局(以下「事務局」という。) が必要と認める事項
- 2 オンブズパーソン連絡調整会議は、事務局が招集する。

# (オンブズパーソンの責務)

- 第8条 オンブズパーソンは、保健福祉サービス利用者の権利及び利益を保護するため、公正かつ 適正にその職務を遂行しなければならない。
- 2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関や他の苦情処理制度と連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

#### (秘密を守る義務)

第9条 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

#### (苦情申立てができる者の範囲)

- 第10条 この要綱によりオンブズパーソンに対し、苦情を申立てすることができる者は、次の各 号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 保健福祉サービスの利用者又は利用希望者(以下「本人」という。)
- (2) 本人の親権者又は後見人
- (3) 本人の配偶者又は3親等内の親族
- (4) その他市長が特に必要と認める者

## (苦情の申立ての範囲)

第11条 この要綱により、オンブズパーソンに苦情申立てができる事項は、保健福祉サービスに係る業務の執行について本人の権利及び利益に関する事項とする。

ただし、次の各号に掲げる事項は除く。

- (1) 裁判所において係争中の事項又は既に裁判所において判決等のあった事項
- (2) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号) その他の法令の規定により不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
- (3) 市議会に請願、陳情を行っている事項又は行った事項
- (4) 監査委員が監査を行っている事項及び監査の結果報告を行い公表した事項
- (5) この要綱により既に処理が終了している事項
- (6) オンブズパーソンの行為に関する事項
- (7) 他の附属機関等が審査を行う事項
- (8) その他苦情対応を行うことが適当でないと認められる事項

## (申立ての期間)

第12条 苦情の申立ては、当該苦情に係る事実のあった日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

# (苦情の申立手続)

- 第13条 オンブズパーソンは、苦情を申立てようとする者(以下「苦情申立人」という)から、 直接苦情を受けるものとする。
- 2 前項の場合において、苦情申立人は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を、事前に事務局 へ提出しなければならない。ただし、書面によることができない特段の事情がある場合には、口 頭により行うことができる。
- (1) 苦情申立人の氏名及び住所
- (2) 苦情申立ての内容及び苦情申立ての原因となった事実のあった年月日
- (3) 他の苦情処理制度への申立ての有無等

## (苦情申立ての取下げ)

- 第13条の2 苦情申立人は、意見書の通知があるまでは、いつでも苦情申立てを取り下げることができる。
- 2 苦情申立ての取下げは、その旨を記載した書面を事務局に提出してしなければならない。ただし、書面によることができない特段の事情がある場合には、口頭により行うことができる。
- 3 苦情申立ての取下げがあったときは、事務局はその旨を苦情申立人及び市の機関に通知するものとする。

## (調査及び報告)

- 第14条 オンブズパーソンは、市の機関に対する苦情等の調査のため必要があると認めるときは、 事務局に調査及び報告を求めることができる。
- 2 オンブズパーソンは、福祉サービス事業者に対する苦情等の調査のため必要があると認めると きは、事務局を通じて福祉サービス事業者を所管する市の機関に対し、当該事業者に対する調査 及び報告を求めることができる。
- 3 前項の場合において、市の機関はあらかじめ福祉サービス事業者、その他関係人から同意を得て行うものとする。ただし、市の機関が法令により指導、監督の権限を行使できることが明らかな場合は、同意の有無に関わらず調査を行うものとする。
- 4 前2項の場合において、市の機関は、調査が終了した場合はその調査結果を、調査の同意が得られず調査できない場合はその理由をオンブズパーソンに報告するものとする。
- 5 苦情の対象である市の機関又は福祉サービス事業者は、苦情申立ての内容に関し自己の意見を 事務局に提出することができる。ただし、福祉サービス事業者は当該事業者を所管する市の機関 を通じて提出するものとする。

## (調査の通知等)

- 第15条 前条第1項及び第2項に基づき調査及び報告を求められた事務局は、市の機関に対しその旨を通知するものとする。
- 2 オンブズパーソンが、第3条第1項の各号に規定する職務でない等の理由により調査を行う必要がないと判断した場合には、事務局はその旨の理由を付して苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

- 3 苦情等の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、事務局はオンブズパーソンと協議の上調査を中止又は打ち切ることができる。
- 4 前号に基づき申立てに係る苦情等の調査を中止し、又は打ち切ったときは、事務局はその旨の理由を付して苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

#### (意見書の通知)

- 第16条 オンブズパーソンは事務局から調査報告を受けた場合には、調査結果を審理し事務局に 意見を提出するものとする。
- 2 前項の場合において、事務局は意見の内容を苦情申立人及び市の機関に速やかに通知しなければならない。

#### (勧告)

- 第17条 オンブズパーソンは、苦情等の調査の結果、市の機関に対する苦情申立てについて必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 オンブズパーソンは、苦情等の調査の結果、福祉サービス事業者に対する苦情申立てについて 必要があると認めるときは、福祉サービス事業者を所管する市の機関に対して、当該事業者へ是 正等の措置を講じさせるよう勧告することができる。
- 3 前2項の場合において、勧告を行う場合は事務局を通じて行う。

# (是正措置の報告等)

- 第18条 オンブズパーソンが前条の規定により勧告したときは、事務局は市の機関に対し是正等 の措置についての報告を求めるものとする。
- 2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から原則として60 日以内に、是正等の措置について事務局へ報告するものとする。ただし特段の事情がある場合は、 この限りでない。
- 3 オンブズパーソンが前条の規定により勧告したとき又は前項の規定により市の機関から報告が あったときは、事務局は苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

# (市の機関の責務)

- 第19条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し積極的な協力 及び援助を行わなければならない。
- 2 市の機関は、オンブズパーソンから勧告を受けた場合は、これを尊重し誠実かつ適切に対応しなければならない。

## (勧告及び是正等措置の公表)

- 第20条 事務局はオンブズパーソンと協議の上、第17条の規定による勧告及び第18条第2項 の規定による是正等措置の報告の内容について公表することができる。
- 2 事務局は、前項の規定により公表するに当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

# (運営状況の公表)

第21条 この要綱の運営状況について、毎年これを公表する。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の1年前の日から施行日までの間にあった事実に係る苦情についても適用し、当該1年前の日前にあった事実に係る苦情については、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。